

令和4年度

決算審査意見書

茨城県南水道企業団監査委員

県南水監発第6号

令和5年6月9日

茨城県南水道企業団

企業長 根本 洋 治 様

茨城県南水道企業団

監査委員 石 橋 大 輔



監査委員 船 川 京 子



令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の審査意見について

茨城県南水道企業団監査基準に基づき、審査に付された令和4年度茨城県南水道企業
団水道事業会計決算の審査結果について、次のとおりその意見を提出します。

令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算審査意見

1. 監査等の種類

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算審査

2. 審査の対象

- (1) 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算
- (2) 令和4年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算に関する報告書、財務諸表及びその他決算附属書類

3. 審査の着眼点

当企業団の水道事業の運営が、地方公営企業法第30条の趣旨に従っており、決算その他報告書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として審査を実施した。

4. 審査の実施内容

この決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、事務所長以下関係職員の出席のもと、決算の概要について説明を受けるとともに、確認、質問、会計帳簿・証拠書類との照合等の手法により、効果的かつ効率的に通常実施すべき審査を実施した。

5. 審査の概要

- (1) 審査日 令和5年6月1日(木)
- (2) 実施場所 茨城県南水道企業団事務所北棟3階大会議室

6. 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認める。

(1) 総括事項

当企業団の収支状況は、総収益が 6,611,900,267 円に対し、総費用は 5,646,386,786 円であり、965,513,481 円の純利益が生じており、前年度と比較すると 667,506,259 円の増益となっている。

収入については、水道料金を適正な水準に改定したことにより、給水収益が 962,205,510 円の増となり、施設を維持していくために必要な資金を確保できている。また、給水収益以外においては、新たな給水管の引込工事が減少したことで、給水加入金が 41,527,335 円の減、また、受贈資産の過剰計上が判明したため、減額処理に伴う過年度費用化修正として過年度損益修正益が 36,814,689 円となるなど、総収益としては、970,777,881 円の増となっている。

支出については、過年度損益修正損が 187,085,977 円の増となっているが、主な内訳としては、未償却の償却資産が判明したことによる償却額の一括計上が 149,400,000 円、受贈資産の減額処理に伴う過年度収益化修正が 36,814,689 円となっている。また、その他の費用については、配水場設備における維持管理費用等の増加により修繕費が 65,865,034 円の増、電力会社の切替えに伴う契約単価の上昇により動力費が 31,769,847 円の増、更新工事の影響により固定資産除却費が 22,436,020 円の増、減価償却費が 22,175,332 円の増となる一方、年間総給水量の減少に伴って受水費が 39,519,622 円の減となるなど、総費用としては、303,271,622 円の増となっている。

財務状況については、主要な財務指標をみると、短期的な債務に対する支払い能力を表す流動比率は 522.0% (前年度 496.0%) と引き続き良好な水準を維持しており、類似団体の平均を大きく上回っていることから、支払い能力に問題はないと判断できる。一方、収益性を示す指標については、給水収益が大幅に増となったことで 100%を下回っていた営業収支比率が 113.6%となり、営業損失は解消されている。

経営指標については、老朽化の状況に関する指標をみると、前年度に多くの配水管布設替工事が未竣工となったことで、当年度に更新した件数が増加となり、更新した管路延長の割合を示す管路更新率は 1.13 ポイント増の 1.73%となっている。しかしながら、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化

率は0.65ポイント増の23.98%となり、更新した管路延長を上回る速度で老朽化が進行している。

供給単価と給水原価の状況については、経常費用が増加したことや年間総有収水量が減少したことで給水原価は216円68銭（前年度208円26銭）と8円42銭の増となったものの、水道料金を改定したことで供給単価が249円92銭（前年度204円83銭）と45円9銭の増となり、料金回収率は115.34%と100%を上回り、前年度に生じた給水原価が供給単価を上回る逆ざや現象は解消され、事業運営に必要な経費を給水収益で賄うことができている。

(2) 審査意見

- ア 供給単価と給水原価については、健全に水道事業を運営していくために重要な財源となる水道料金を改定したことで、水道供給に必要な経費を料金収入で賄える水準に回復し、かつ、資産を適切に維持していくための投資額も確保できている。今後も安心・安全な水を安定して利用者へ供給できるよう、引き続き適正な事業運営に努められたい。
- イ 水道事業の効率性を示す有収率については、94.01%と前年より 1.61 ポイント上昇し、他の事業体と比較しても非常に良好な水準となっている。今後も効率的な運営を維持できるよう、引き続き、漏水対策及び水質管理体制の強化に努められたい。
- ウ 平成 29 年度以降、継続的に多額の起債をおこなっていることから、企業債残高は 8,154,256,980 円と年々増加している。施設の更新に不足する財源を補うため、企業債を活用してきたところであるが、企業債償還元金及び支払利息の支出は今後の財政収支に大きな影響を及ぼしていくことが予想される。施設の更新を推進するうえで、企業債は重要な財源であるが、将来世代に必要以上の負担を強いることのないよう、今後も計画的な活用を図られたい。
- エ 水道料金を改定したことで、当面の期間における財政状況は改善される見込みだが、給水区域内人口は年々減少傾向にあり、今後も更なる人口減少を要因とした水需要の減少が見込まれている。また、近年の物価高騰の影響で全体的に経費が上昇傾向にあり、水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくものと予想される。この度の料金改定により得た財源を活用することで、引き続き、喫緊の課題である老朽化施設の更新及び耐震化を計画的に押し進め、かつ、一層の経費削減に努めるよう必要な施策を講じられたい。
- オ 特別損益の増加については、過去の固定資産取得時における経理に過誤が判明したことで、是正措置を講じたことにより生じたものである。資産を適正に維持管理していくためには適切な会計事務が求められるが、此度の発生要因を分析し、対策に繋げることで、今後は人為的ミスの削減に努められたい。

カ 入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率はその平均で 94.08% であった。今後においても入札・契約手続のより一層の透明性・客観性及び競争性を確保するべく、引き続き適正な契約事務の運営に努められたい。

